



# 青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

**福岡県青色申告会連合会**

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40  
大樹生命福岡祇園ビル3階  
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

紙で保存は  
アウト!

## 電子帳簿保存法 電子データ保存編

先月号でもお知らせしましたが、令和4年1月より「電子帳簿保存法」が改正されます。

この改正に伴い、取引先からメールで受け取った請求書や、インターネットで仕入れたり備品を購入したりした際の領収書等（いわゆる電子取引データ）は、紙ではなく電子データでの保存が義務付けられます。

請求書のやり取りもそうですが、インターネット通販を利用して購入した備品等の納品書や領収書・クレジットカードの明細などを電子で受領している方も多いのではないのでしょうか？今までは、紙に印刷して書類で保管していればよかったです。令和4年1月からは必ず電子データで保存するようにしましょう。



### どのような「電子データ」を保存しなければならない？

#### ◆領収証など、これまでも紙で保存義務があったものと同様の電子データ

(例) 請求書、領収書、契約書、見積書 など

※受け取った場合だけでなく、自分が送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールで請求書をやり取りした場合や、インターネットで購入した備品等の領収書がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットでの保存も可）。

### どのように保存する必要がある？

#### ◆改ざん防止のための措置をとる

- ① インターネット上の取引や電子文書の存在した日時を証明する「タイムスタンプ」（電子的な証明書）が付与された形で保管する。
- ② データの受け取り・保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。
- ③ 「改ざん防止のための事務処理規定」を定めて、不当な訂正削除がないようにする。  
どれかを満たせばいいのですが、①・②の方法を取るには導入コストがそれなりにかかるため、③の方法が現実的だと思われます。国税庁HPに規定のサンプルが公表されています（QRコード参照）。



#### ◆「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

- ① エクセルのような表計算ソフト等で索引簿を作成し、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法（図1）。
- ② 保存する電子データに規則的なファイル名を付けて「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法（図2）。

〈図2〉

20210131\_110000\_(株)露商店.pdf  
20210210\_330000\_国税工務店(株).msg  
20210228\_330000\_国税工務店(株).pdf  
20211217\_220000\_(株)露商店.msg

〈図1〉

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	(株)露商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20211217	220000	(株)露商店	請求書
50	20211227	55000	国税工務店(株)	領収書

※ただし、2年前の売上が1,000万円以下であって、税務調査があった際に電子データのダウンロード（税務職員への提示等）に応じる場合には、検索機能の確保は不要です。

#### ◆ディスプレイ・プリンタ等を備え付け、速やかに出力できる状態にしておく

まとめてみると結構、事務量が増えるように感じます。日々の記帳と同じで、まとめてやろうと思わず普段からマメにやるようにしておかないといけませんね。

# 年末です！ 棚卸表の作成をお忘れなく

販売するために仕入れた商品・製造した製品・製造途中の仕掛品・原材料が年末に在庫として残っている場合には、その在庫を仕入値で合計し、棚卸資産として計上します。【棚卸表の作成例】



12月31日現在での商品・製品などの棚卸資産がどれくらいあるのかを調べ、在庫を一覧表にまとめた棚卸表を、任意の様式で構いませんので作成し、申告の際にご持参ください。

品名	数量	単価	金額
A	10個	1,100円	11,000円
B	20個	2,200円	44,000円
C	50個	5,500円	275,000円
合計			540,000円

※翌年から消費税の課税事業者になる場合や免税事業者になる場合は、消費税率ごとに区分して作成してください。

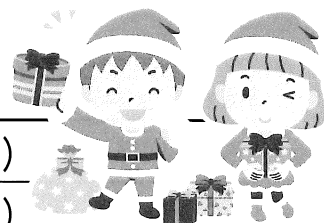
## もうすぐ年末調整です！準備を始めて下さい！

専従者や従業員に給与や賞与を支給している個人事業主は、原則として本年最後の給与を支払うときに『年末調整』をしなくてはなりません。

年末調整とは、1年間の給与収入から国民年金や国民健康保険料、生命保険料等の掛金額、扶養控除等による所得控除を差し引いて、毎月預かっていた概算の所得税との調整を行うことをいいます。

年末調整を計算したうえで、7月～12月分の預かった税金を納めて下さい。

納付期限は**1月20日(木)**です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です！)



源泉所得税納付期限（毎月納付）	令和4年 1月11日(火)
源泉所得税納付期限（半年納付）	令和4年 1月20日(木)
給与支払報告書の提出	令和4年 1月31日(月)

### 12月27日(月)は会費口座振替日

今月の**12月27日(月)**が口座振替日です。同封の『会費等の口座振替のお知らせ』をご確認下さい。ご不明な点がございましたら、**12月14日(火)まで**にご連絡をお願いします。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内に記載の口座へお振り込みいただくか、ご持参くださいますようお願いいたします。

### 弁護士による無料相談を行います！

弁護士の橋先生による無料の相談会を行います。事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか？

ご希望の方は下記の日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。

**12月17日(金) 15:00～17:00**

(場所：福岡中央青色申告会 事務所内)

今月以降の行事予定	行事予定日	行事内容
	12月6日(月)・20日(月)	税務相談日
	12月17日(金)	法律相談日
	12月28日(火)	仕事納め
	1月5日(水)	仕事始め
	12月20日(月)～22日(水) 1月5日(水)～7日(金)	年末調整集合相談会

## ふくおかNEWS

メール：info@aiiro-f.com  
H P：http://aiiro-f.com/  
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
当会発信専用番号：070-5416-5221

### 編集後記

ようやくコロナの感染状況も落ち着き始めて、まだまだ油断はできませんが、今年の年末は普段に近い形で迎えられそうですね。近頃すっかり寒くなり、記帳確認にお見えになる会員さんも増え、冬が来たな～～と感じます。予約が埋まっている日も多いので、年内に記帳確認をご希望の方はお早目にご予約ください。